

長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例施行規則を
廃止する規則

長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例施行規則（令和2年
長野市規則第42号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例を廃止する条例（令和5年長野市条例第 号。以下「廃止条例」という。）附則第2項の規定の適用を受ける特定事業については、この規則による廃止前の長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）は、なおその効力を有する。
- 3 廃止条例附則第3項に規定する特定事業については、旧規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

（補則）

- 4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。